

京丹後市入札監視委員会(令和6年度第1回) 議事概要

開催日時	令和6年7月23日(火) 午後1時30分～午後4時00分	
開催方法	ZoomによるWeb会議	
出席委員氏名(職業)	委員長 <small>たかはし</small> 高橋 <small>えいじ</small> 映次 (弁護士) 委員 <small>かくだ</small> 角田 <small>あきら</small> 暁治 (京都工芸繊維大学大学院 教授) 委員 <small>おおはし</small> 大橋 <small>せいいち</small> 誠一 (公認会計士)	
議事概要	1 開会あいさつ (中西総務部長) 2 報告事項 3 議事 (1) 抽出工事に関する審議について (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について 4 次回抽出委員の選出 角田委員を選出 5 次回開催日程の調整 6 その他 7 閉会あいさつ (中西総務部長)	
審議対象期間	令和5年10月1日 ～ 令和6年3月31日	
抽出案件	総件数 7件	(備考) 対象件数 88件
一般競争入札	3件	
公募型指名競争入札	—	
通常指名競争入札	1件	
随意契約	3件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	委員会としては、具申すべき特段の意見等はない。 ただし、指名停止措置に対する苦情申立制度について検討していただきたいこと。 舗装工事の指名業者選定理由における舗装用機械のリースについて検討していただきたいこと。	

別紙

「2 報告事項」関係

※ 令和5年度第2回入札監視委員会において、委員からの意見があり、京都府の電子入札システムを共同利用することは可能か検討した内容と、令和元年度以降の1者入札および入札不調の割合について調べた内容を報告したもの。その内、意見・質問のあった項目について記載しています。

意見・質問	回答等
○市の電子入札システムについて(1) 市と同じシステムを利用しているのは4市町か。	京都府下では、京丹後市を含めて4市町です。
○市の電子入札システムについて(2) 滋賀県や奈良県等を含めると、70以上の自治体が市と同じシステムを利用しているのか。	はい。ただし、共同利用ではありませんので、それぞれの自治体が個別でシステムを利用しているということです。
○市の電子入札システムについて(3) 府は工事と物品購入で別々のシステムだが、市はなぜ同じシステムなのか。	府は工事と物品購入の発注部署が違いますので、部署によってシステムを使い分けられているのではないかと考えています。 市は工事と物品購入ともに参加される業者がありますので、できれば同じシステムで利用できる方が良いと考えています。
○市の電子入札システムについて(4) システムを変更する際のデータ移行の費用はどれぐらいかかるのか。	過去の資料には、2,000万円程度と記されています。
○市の電子入札システムについて(5) データ移行だけでそんなに費用がかかるのか。	過去の入札案件の閲覧等のデータをすべて移行した場合それぐらいかかるようです。
○入札不調について(1) 浄化槽工事のC等級の案件で入札不調が多いなら、そうならない方法は考えられないのか。	C等級の業者はいくらでも参加できるわけではなく、手持ちの工事量によりますので、発注時期が早ければ参加者は多いですが、後半になってきますとどうしても参加者が少なくなってくる傾向にあります。

意見・質問	回答等
<p>○入札不調について (2)</p> <p>C等級の案件はC等級の業者しか参加できないのか。</p>	<p>C等級の業者のみ対象としています。</p>
<p>○入札不調について (3)</p> <p>入札不調の要因は、業者側の都合で人手が足りないということか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○1者入札について</p> <p>1者入札率が5～8%ぐらいであるが、特に問題ないという認識か。</p>	<p>1者入札率の数字が良いか悪いかについては何とも言えません。</p>

「3 議事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係

1 中野水系配水池築造工事（土木Ⅰ期）・・・一般競争入札

※ 契約金額が高く、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上であったため、抽選（同価入札によるくじ引き）により落札業者を決定した案件。

意見・質問	回答等
<p>○事業全体の工期について</p> <p>事業全体としては、何期まであり、いつ頃までかかるのか。</p>	<p>今回の工事の後に土木Ⅱ期の工事と設備工事を予定しています。</p>
<p>○次期の工事について</p> <p>今回の落札業者が次期の工事を優先的に受注するというわけではないということか。</p>	<p>その通りです。</p>
<p>○積算単価について</p> <p>人件費や物件費の単価は人件費や物価の高騰によりタイムリーに改定されるものではないのか。</p>	<p>歩掛や単価については、基本的に京都府の単価等を採用しており、京都府の単価等は年に何回か、概ね決まった時期に改定があります。</p> <p>それ以外の単価については、物価資料は毎月出ています。</p>

意見・質問	回答等
<p>○工事内容について (1)</p> <p>今回の工事では、切土盛土をして、フラットな床版を作り、次期の工事でその上にステンレスの貯水槽みたいなものを作るといことか。</p>	<p>その通りです。</p>
<p>○工事内容について (2)</p> <p>今回の工事は、コンクリートの広い広場のような状態まで作るといことか。</p>	<p>今回の工事は、敷地造成工事として土の状態で作成となり、次の土木Ⅱ期の工事でアスファルト舗装まで仕上げていきます。</p>
<p>○積算数量について</p> <p>土を移動する土量については、市から示しているのか。</p>	<p>市が入札公告時に示し、業者はそれに基づき積算します。</p>
<p>○施工業者について</p> <p>敷地を造成した業者と配水池を作る業者は別々でもまったく問題ないのか。</p>	<p>土木Ⅰ期と土木Ⅱ期の工事で業者が別々でも問題ないところで分けています。</p>
<p>○工事内容について (3)</p> <p>盛土は地盤改良を行い、固めるのか。</p>	<p>土の状態により必要があれば地盤改良を行いますが、今回はボーリング調査の結果等から地盤改良は計画していません。</p>
<p>○工事内容について (4)</p> <p>盛土が締め固まるまで時間がかかると思うが、埋めた部分が下がってくることはないのか。</p>	<p>埋め戻しは何層かに分けて転圧しながら行い、自然沈下がないように施工しています。</p>

2 公共浄化槽設置工事その22 …… 随意契約

※ 初度の一般競争入札において、応札後に発注者側の都合により中止となり、再度、指名競争入札又は一般競争入札を行った場合、予定期限内の完成が困難であることから、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき。）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○浄化槽設置の申請について</p> <p>申請者からの申請により工事を行うが、新築が建つことは確定しているのか。</p>	<p>申請がありましたら、市が浄化槽設置計画を作成しますが、その計画に新築を建てることを示し、申請者にその計画を承認していただいた上で事業を進めていきます。</p>
<p>○浄化槽設置の申請者負担について</p> <p>申請者が負担するようものがあるのか。</p>	<p>宅内への接続工事は、申請者の負担となります。</p>
<p>○浄化槽の耐用年数について</p> <p>耐用年数はどれくらいあるのか。</p>	<p>永久的なものではありません。</p>
<p>○随意契約の見積業者数について</p> <p>随意契約における見積業者数のルールはあるのか。</p>	<p>なるべく2者以上から見積もりを徴取するようになっています。</p>
<p>○最低制限価格について (1)</p> <p>浄化槽設置工事は最低制限価格の設定はないのか。</p>	<p>入札のときは、最低制限価格を設定しています。</p>
<p>○最低制限価格について (2)</p> <p>最低制限価格の制度はわかるが、随意契約での採用金額が予定価格より約200万円安く、金額面だけを見ると入札を行うことに疑問を感じるが、何か意見はあるか。</p>	<p>結果的に今回の随意契約での採用金額が入札での最低制限価格より安くなっていますが、これは随意契約では最低制限価格を設定しないという制度上での結果であるとしか言いようがありません。</p>
<p>○最低制限価格について (3) (意見)</p> <p>今回のように約200万円安く受注できたことが積み積み重ねれば、他の事業にもっと有効にお金を使えるように思う。</p>	<p>(意見であるため、回答はなし。)</p>
<p>○浄化槽の設置について (1)</p> <p>個人で設置する方もいるのか。</p>	<p>います。</p>

意見・質問	回答等
○浄化槽の設置について (2) 市で設置してもらえらるなら個人で設置する理由は何か。	施工時期が合わなかったり、入札を待たずにすぐに設置したかったりすれば、個人で設置することも考えられます。
○浄化槽の設置について (3) 個人で設置した場合、維持管理も個人で行うのか。	そうです。
○浄化槽の設置について (4) 個人で設置した場合、市からの補助はないのか。	個人で設置する区域には、補助金制度があります。

3 令和5年度(R5年災)大宮町(2・3・504・505)久住・下常吉・上常吉災害復旧工事
… 一般競争入札

※ 土木一式工事の A 等級、B 等級、または C 等級で登録されている京丹後市内に本店を有する者を入札参加資格要件としている災害復旧工事の案件。

意見・質問	回答等
○最低制限価格について (1) 最低制限価格は公表しているか。	事後に公表しています。
○最低制限価格について (2) 業者が応札する時点では公表していないということか。	そうです。
○入札金額について (1) 落札業者だけが最低制限価格と同額の入札金額であったということか。	そうです。
○入札金額について (2) 他の応札業者が今回は落札業者に落札させてあげようという話ではないのか。	そうではありません。

意見・質問	回答等
<p>○指名停止について (1)</p> <p>指名停止期間中は何ができないのか。</p>	<p>指名停止になりますと、入札に参加できません。</p>
<p>○指名停止について (2)</p> <p>指名停止期間1日に意味があるのか。</p>	<p>当初は1か月の指名停止を行いました。その後、負傷の治療状況を経過観察することが適切であるとの判断に至ったことから、指名停止を1日で解除しています。</p>
<p>○指名停止について (3)</p> <p>1か月の指名停止であれば、落札業者は今回の入札に参加できなかったのか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○指名停止について (4) (意見)</p> <p>指名停止業者からの内容を精査してほしいという申し出による精査期間を考慮して開札を1日延期する必要があるのか、指名停止の意味が没却されているようにも感じる。</p>	<p>(意見であるため、回答はなし。)</p>
<p>○指名停止について (5)</p> <p>指名停止業者からの内容を精査してほしいという申し出により開札を延期したことは過去にあるのか。</p>	<p>過去にはないと思います。</p>
<p>○指名停止について (6)</p> <p>今回は指名停止を解除する可能性があり、解除すると当該業者の入札が有効になることから、開札を延期したということか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○指名停止について (7)</p> <p>指名停止は不利益なことであり、それを不服としているため、行政不服審査を行う必要があるのではないか。</p>	<p>指名停止の措置は行政不服審査法には該当しません。</p>

意見・質問	回答等
<p>○指名停止について（8）</p> <p>指名停止に対する苦情申立制度はあるのか。</p>	<p>苦情申立制度は設けていませんが、今回そのような申し出に対して慎重に対応させていただいたということです。</p>
<p>○指名停止について（9）</p> <p>指名停止業者からの内容を精査してほしいという申し出は、苦情申立制度に則るものではなく、単なる要請ということか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○指名停止について（10）</p> <p>工事中の事故はどんな事故であったのか。</p>	<p>下請業者の従業員が作業中の事故により負傷しています。</p>
<p>○指名停止について（11）</p> <p>指名停止に対する苦情申立制度を設けていない理由はあるのか。</p>	<p>元々要綱に設けられていないため、その理由までは把握していませんが、そもそも苦情の申し立てを受けるものではないと考えられていたのかもしれませんが。ただし、情報収集に努め、指名停止を解除すべきとなれば解除することとしています。</p>
<p>○指名停止について（12）</p> <p>指名停止業者からの内容を精査してほしいという申し出は、何か記録に残っているのか。</p>	<p>指名停止及び解除については、指名選考委員会で判断していますので、記録は残っています。</p>
<p>○指名停止について（13）</p> <p>その申し出は、書面ではなく電話か。</p>	<p>書面を提出してもらっています。</p>
<p>○指名停止について（14）</p> <p>端から見ると、苦情申立制度もない中で業者の申し出により指名停止期間が1か月から1日に短縮され、その業者が落札していることになり、市の対応に疑義を招く恐れがあるため、苦情申立制度の導入を検討した方がよいのではないか。</p>	<p>他の自治体では要綱にそのような条項を設けているところもありますので、検討します。</p>

4 琴引浜掛津海水浴場公衆トイレ整備 浄化槽放流管渠布設工事・・・一般競争入札

※ 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上であったため、抽選（同価入札によるくじ引き）により落札業者を決定した案件。

意見・質問	回答等
○工事内容について 身障者用トイレを増設したのか。	身障者や子ども連れの方に使用していただける多目的トイレと不足していました女性トイレの便器数を増設しています。

5 令和5年度 市道丹波島津線道路維持工事・・・指名競争入札

※ 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上であったため、抽選（同価入札によるくじ引き）により落札業者を決定した案件。

意見・質問	回答等
○資格要件について (1) 舗装用機械の自己所有について、自己所有しなくなった場合や自己所有していても壊れている場合などの把握はできるのか。	舗装用機械の自己所有について、壊れているかどうかの確認はしていませんが、舗装工事の入札参加を希望される場合は入札参加資格申請をする際に調書を提出していただいています。
○資格要件について (2) 自己所有を資格要件にしている意味は何か。	舗装工事の建設業許可を持っている業者は多くいますが、実態が伴う業者を指名するため、舗装用機械の自己所有を資格要件にしています。
○最低制限価格について (1) 今回の落札金額は最低制限価格と同額か。	そうです。
○最低制限価格について (2) 最低制限価格は予定価格に割合を掛けて算定するのか。	最低制限価格を算定するモデル式に基づき、設計金額のそれぞれの経費に割合を掛けて算定します。
○最低制限価格について (3) モデル式は公表しているのか。	公表しています。

意見・質問	回答等
<p>○資格要件について (3)</p> <p>舗装用機械のリースでは資格要件を満たしていないのか。</p>	<p>満たしていません。</p>
<p>○資格要件について (4)</p> <p>資格要件にリースを含めて指名業者を増やすような検討はあったか。</p>	<p>リースの検討まではしていないと思います。舗装工事を受注していないのにリースはしないと思いますので、自己所有を優先しています。</p>
<p>○資格要件について (5)</p> <p>例えば他の工事で使用したリースの舗装用機械が残っていることもあるし、現在の指名業者数で問題がないならよいが、指名業者数を増やすという意味でリースを含めることを検討してもよいのではないか。</p>	<p>リースとレンタルを混同して考えていましたので、リースを含めるかどうかについては、今後の検討課題とします。</p>
<p>○資格要件について (6) (意見)</p> <p>会計の立場からすると、リースと自己所有で実態として違いはない。指名業者が同じで固定するより、規模は小さくても能力のある業者が新規参入して入札を行う方が良いでしょう。</p>	<p>(意見であるため、回答はなし。)</p>

6 令和5年度 市道一分佐内線道路維持工事・・・随意契約

- ※ 初度の一般競争入札において、入札参加者が最低制限価格未滿で失格となったため、入札が不調となり、再度、指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合、予定期限内の完成が困難となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）の規定に基づき随意契約を行い、落札率が100%であった案件。

意見・質問	回答等
<p>○入札不調の要因について (1)</p> <p>今回テラセル擁壁というあまり採用していない設計内容であったため、応札業者は思い違いをして最低制限価格を下回る入札金額になったということか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○入札不調の要因について (2)</p> <p>応札金額が2社とも同じ金額であるが、図面にテラセル擁壁と出ているのに2社とも間違えるものか。</p>	<p>はっきりとした要因はわかりませんが、道路工事においてテラセル擁壁の工法を採用したことがなかったことから同じところを間違えたのではないかと推測しています。</p>
<p>○入札不調の要因について (3)</p> <p>応札業者にヒアリングはしていないのか。</p>	<p>ヒアリングはしていません。</p>
<p>○入札不調の要因について (4)</p> <p>例えば応札業者の2社が同じ専門業者に見積もりを取っていたなら同じ入札金額になることはあると思うが、普通に考えると同じところを間違えるのは考えにくい。要因について、これ以上確認はしないのか。</p>	<p>業者がどこに見積もりを頼んでいるかについては、これまでから業者へ確認はしていません。</p>
<p>○随意契約の予定価格について</p> <p>入札時と比べて予定価格が上がっているのはなぜか。</p>	<p>工事内容は変わっていませんが、入札から随意契約までに期間が空きますので、その間に設計単価が上がったためです。</p>
<p>○テラセル擁壁について (1)</p> <p>なぜテラセル擁壁を採用したのか。</p>	<p>コンクリートを使用しますと、現況道路の掘削幅が大きくなったり、コンクリート養生に日数を要したりしますので、24時間通行止めにならないようにすることと工期の短縮のためです。</p>

意見・質問	回答等
<p>○テラセル擁壁について (2)</p> <p>結果として随意契約を行うことで時間がかかり、設計金額も上がっているため、新しい工法を採用する場合は、入札を行う際により詳しく業者に伝わるように留意すべきである。</p>	<p>今後留意します。</p>

7 令和5年度 京丹後市情報通信基盤施設整備事業加入者系伝送路等工事その4
 …… 随意契約

※ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないとき）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○工事名について</p> <p>「加入者系」とはどのような意味か。</p>	<p>全戸ではなく、インターネットもしくはケーブルテレビの申し込みをした方に対して行う工事という意味です。</p>
<p>○工事の回数について</p> <p>どれぐらいの頻度で工事を行っているのか。</p>	<p>工事契約としては年間4・5回程度に分かれています。申し込みがあれば工事を行っている状況です。</p>
<p>○プロバイダについて</p> <p>利用者はプロバイダの業者を選ぶのか。</p>	<p>光ファイバーを使ってサービスを行っているのがNTT西日本のフレッツ光であり、フレッツ光のプロバイダであればどこでも選ぶことは可能です。</p>
<p>○設計金額の妥当性について</p> <p>採用業者しか工事ができないため、他社と比較できないと思うが、設計金額の妥当性はどのように判断しているか。</p>	<p>直近の工事等を確認し、金額が上がるようであれば、理由を求め、できる限り工事費が上がらないよう価格交渉を行っています。</p>
<p>○公設民営方式について</p> <p>他の自治体で採用業者と公設民営方式で行っているところはあるのか。</p>	<p>全国でいくつかは聞いたことがありますが、民間で行っているところがほとんどです。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ブロードバンドネットワーク整備事業について ブロードバンドネットワーク整備事業は国や府からの補助金もなく、市の独自事業か。</p>	<p>今回の工事については、市の独自事業です。</p>
<p>○下請けについて（1） 下請けはできる限り市内業者に発注してもらうような縛りはあるのか。</p>	<p>通信業界は他社に技術を開示しないというのがあるようです。</p>
<p>○下請けについて（2） 採用業者が直接工事を行っているということか。</p>	<p>下請業者はいると思いますが、市が発注できるのは採用業者のみとなります。</p>
<p>○下請けについて（3） 市の振興として、価格面ではあまり下げられる機会がないなら、できる限り市内業者に仕事が回るように下請けを市内業者に発注してもらうという考え方もあると思うが、今回の工事はそういうことができないのか。</p>	<p>採用業者の下請けができる市内業者はいないと聞いています。</p>

「3 議事 （2） 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

1 指名停止等の運用状況の報告

意見・質問	回答等
<p>○指名停止業者について 指名停止解除により指名停止期間が1か月から1日となった業者のうち、1社は抽出工事の落札業者で1日延期した入札に参加できたが、もう1社も同様にその入札に参加できたのか。</p>	<p>もう1社も1日延期した入札に参加できています。</p>

2 談合情報対応状況の報告

内 容
<p>今回はありません。</p>